

小児科診療 UP-to-DATE

2014年8月20日放送

虐待医療に必要な法知識

くれたけ法律事務所
弁護士 磯谷 文明

医療現場において、子ども虐待に関して遭遇する問題は、第一に親権を持っている親が子どもに適切な医療を受けさせないという問題、つまり医療ネグレクトと、第二に他の関係機関との連携、とりわけ児童相談所との連携にあたって、子どもや親の診療情報を提供できるのかという問題、つまり個人情報の問題であろうと思います。本日は、時間の関係で医療ネグレクトを中心に話し、最後に少し個人情報について触れたいと思います。

医療ネグレクトの問題については、そもそも子どもに対する医療行為について誰が同意権を持っているのかという点が問題になります。一般に、大人の世界ですと今ではインフォームド・コンセントという考え方が定着しています。つまり、自分が受ける医療行為について十分な説明を受け、そのうえで同意をするという考え方です。

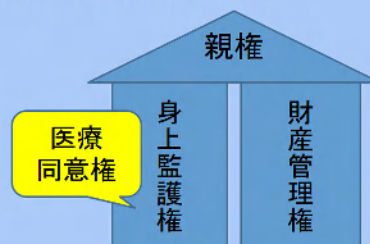
このインフォームド・コンセントは、本来、子どもにも適用されるべきですが、子どもはまだ未熟ですから十分な判断能力がありません。そこで、親権者の関与が期待されることとなります。

親権は、一般に、身上監護権と財産管理権のふたつの柱から成り立っていると考えられています。身上監護権は、簡単に言えば子育てです。一方、財産管理権は、子どもの財産を守ったり、あるいは子どもが契約をするときにサポートしたりするものです。自分の子どもの医療行為に対する同意権は、身上監護権に含まれているものと考えられています。つまり、親権者である親は、自分の子どもの医療行為に関して、同意する権限を持っているということになります。

従いまして、子どもに医療行為を実施する際、医師はその親に対し医療行為の必要性や内容、

I. 医療ネグレクト

子どもに対する医療の同意権は
誰が持っているのか？



リスクなどを説明した上で、同意を得て、医療行為を実施することになります。ちなみに、父母が婚姻中の親権は共同で行使するのが原則です。もし、父母の一方がある医療行為に強く反対する場合は、もう一方が同意していたとしても、親権者の同意は得られていないことになります。また、父母の一方が行方不明であったり、精神疾患などによって判断能力を欠く場合には、残る一方の同意だけで足りることとされています。

これまでお話ししたことを要約すると、子どもに対する医療行為には親権者の同意が必要で、その同意は原則として親権者両方の同意が必要だということになります。

ところで、子どもは20歳になるまで、自分に対する医療行為について一切判断できないのでしょうか。これは、子どもの自己決定権の問題です。子どもは20歳になるまで全く自己決定権を持たず、成人した途端に100%の自己決定権を獲得すると考えるのは、ちょっと現実的ではないでしょう。子どもの発達が緩やかに進んでいくことに鑑みますと、自己決定権も徐々に100%に近づいていくと考えるのが妥当だと思います。

それでは医療に関する自己決定権が、いったい何歳から認められるのか。残念ながら、この点について明確な法律上の基準はありません。子どもの能力や発達、さらには問題となる医療行為もさまざまですから、一律年齢で区切るのも困難です。ただ、私個人の見解ですが、日本輸血・細胞治療学会などが公表した宗教的輸血拒否に関するガイドラインなどを参考にしますと、子どもが18歳に達すれば、ほぼ100%の自己決定権を獲得すると考えてよいのではないのでしょうか。また、外国では16歳以上の子どもには医療に関する自己決定権を認めている例もあるようですので、参考になるかもしれません。

さて、子どもに対する医療行為に親権者の同意が必要であるにもかかわらず、親権者がどうしても同意してくれない場合は、どのようにすればよいのでしょうか。ひとつは、家庭裁判所に申し立てて、同意しない親権者の親権を停止して、代わりに親権を行使してくれる人に同意してもらうという方法です。法律は、父または母による親権の行使が困難または不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、児童相談所長などの請求により、その父または母について、親権停止の審判をすることができると定めています。親権が停止されると、原則として、未成年後見人が選任されることになります。未成年後見人の権限はほぼ親権者のそれと等しいので、未成年後見人が子どもに対する医療行為に同意することになります。

もっとも、現実には、未成年後見人が選任されるまで至らないうちに、医療行為を実施することが多いように思われます。第一に、親権停止の審判には保全処分が認められており、実際にはかなり活用されています。保全処分とは、暫定的に親権行使をできなくさせておき、代わ

I. 医療ネグレクト

共同親権の原則

婚姻中の父母は、原則として共同で親権を行使することとされている(民法818条3項)。

- ✓ 原則として父母両方の同意が必要。
- ✓ 父母の一方が行方不明であったり、精神疾患等により判断能力を欠く場合は、単独の同意でも許される場合がある。

I. 医療ネグレクト

子どもの自己決定権と医療

子どもは何歳になれば、自分で医療行為について決定できるのか？

- ✓ 年齢によって一律に決めることは難しい。
- ✓ 外国では、16歳に達すると、医療に関する自己決定権を認める例もある。

りに親権代行者を選任するものです。その親権代行者は暫定的とはいえ有効に親権を行使できませんから、親権代行者が医療行為に同意すればその医療行為を実施できます。第二に、子どもが一時保護をされていたり児童養護施設などの施設に入所している場合で、親権停止の審判や保全処分により親の親権が止まっている場合であれば、児童相談所長や施設長が親権を代行し、子どもの医療行為に同意できることになっています。

それでは、裁判までやっている余裕がない場合はどうするか。子どもが一時保護をされていたり、児童養護施設などの施設に入所している場合には、児童福祉法は、子どもの生命または身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、児童相談所長や施設長は、親権者が反対したとしても、医療行為に同意できると定めています。

従いまして、親権者が必要な医療行為に同意しないときは、原則として児童相談所に要請して家庭裁判所に申し立てて親の親権を止めてもらい、代わりに親権行使ができる人、つまり未成年後見人や親権代行者、施設長や児童相談所長などに同意してもらうこととなります。しかし、緊急性が高い場合で、かつ、子どもが一時保護されていたり施設にいるときは、児童相談所長や施設長の同意により医療行為を実施することとなります。実務的には、とりあえず児童相談所に親権停止の申立てをしてもらい、審理の途中でこれ以上待てない状況になったら、緊急性が高いと判断して、児童相談所長などの判断で医療行為を実施することが考えられます。

I. 医療ネグレクト

親権者が必要な医療行為に同意しないとき…

- (1) 親権停止審判 + 審判前の保全処分
 - ・未成年後見人
 - ・職務代行者
- (2) 児童福祉法による児童相談所長等の同意
 - ※一時保護、施設入所、里親委託等の場合に限られる。また、緊急性も必要。

あまり時間はありませんが、次に、個人情報について触れておきたいと思います。

公立の病院であれば設置している自治体の個人情報保護条例などが適用され、民間の病院であれば過去6か月以内に5000件以上の個人情報を保有している場合、個人情報保護法が適用されます。これらの規律により、取得した個人情報をみだりに第三者に提供してはならないことになっています。

しかし、どんな場合に第三者への提供ができないわけではありません。基本的に法令の定めによる場合は、提供することが可能とされています。例えば、子ども虐待の疑いがある場合、児童相談所や市町村に通告する場合があります。また、最近ではほぼすべての自治体で要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、この協議会は法律上、関係機関等に対し情報提供を求められることができるとされています。裁判所からの調査嘱託等も法令に定められています。従って、このような場合には、特段の事情のない限り、個人情報を提供して差し支えないと考えられます。

一方、個人情報保護条例や保護法の適用がある場合、本人は医療機関に対し、自分の個人情報について開示請求をすることが可能です。本人が子どもである場合、親権者である親が子どもに代わって子どもの診療録等の開示を請求することも可能です。ただし、例えば東京都の条例

II. 個人情報

- 1 個人情報の規律
 - 地方公共団体…個人情報保護条例
 - 民間団体…個人情報の保護に関する法律
- 2 第三者への個人情報の提供
 - 原則禁止
 - 例外 法令に定めがあるとき
 - (例) 通告、要保護児童対策地域協議会
- 3 本人(または親権者)からの開示請求

では、開示が子どもの利益に反すると認められるときは、開示しないこととしています。このあたりは、それぞれ適用される法律や条例等を確認する必要があります。いずれにしても、医療機関としては、将来開示される可能性も想定しつつ記録することが必要です。

「小児科診療 UP-to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>